

8-3-3 リスク低減措置に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document - Risk Mitigation measures](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Risk%20mitigation%20measures.pdf>

EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ

ガイダンス文書¹⁴ - リスク低減措置

EUTR：無視できないリスクが特定された場合のリスク低減措置・手順

関連法：規則 995/2010 (EUTR)：第 4 条 2 項および第 6 条 1 項 (c) 号、実施規則 (EU) 607/2012：第 4 条および第 5 条

リスクレベルの推定

リスクレベルは様々な方法で確認することができ、違法伐採が蔓延している証拠は以下（非網羅的リスト）から取得することができる。

- 1) 国際的な機関・事務局の報告書（例：CITES、INTERPOL、UNODC、FAO、UNEP など）。
- 2) 政府機関の情報源。
- 3) 学術界、研究機関などの科学的・技術的報告書。
- 4) 市民社会または民間セクター（例：NGOs、監視団体など）。

さらに、汚職・腐敗（例：CPI¹⁵：腐敗認識指数の低さ）やガバナンスの質（例：世界銀行の世界ガバナンス指標）に関する情報もリスクレベルの指標に用いることができる。

リスクレベルの推定のために入手可能な情報が十分ではないと評価された場合、事業者は、違法伐採のリスクは無視できないと結論づけなければならない。その場合、事業者は緩和措置を講じた後、新たなリスク評価を行うか、当該木材または木材製品を EU 市場に出荷することを控えなければならない。

¹⁴ 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

¹⁵ セクション 4 を参照。

ガイダンス：

EUTR に基づくデューデリジェンスを行う場合、緩和措置は、リスク評価で特定されたリスクを無視できるレベル¹⁶に最小化することを目的としたものでなければならない。リスクレベルが高いほど、より厳しい緩和措置が必要になる。

事業者は、サプライチェーンで確認された特定の段階の特定のリスクに応じたリスク低減措置を目指さなければならない。例えば、違法伐採がリスクである場合は、現場査察を実施する必要があり、異なる供給源の木材が混ざることが問題の場合は、製材所で検査を行う必要がある。サプライチェーンが長かったり複雑だったりする場合も、後者の問題に特別な注意を払う必要がある¹⁷。

より具体的には、無視できないリスクに適したリスク低減措置・手順として、確認されたリスクに応じて以下（非網羅的リスト）の措置・手順を1つまたは複数用いることができる。

1. 森林管理ユニット、サプライチェーン、サプライヤーに関する情報や書類の要請・取得および評価。可能な場合は、団体や商業主体が検査や書類の検証などの支援を行うことができる。さらに、収集した文書の内容は全体として（サプライチェーン全体から伐採時点まで）の追跡可能性を評価し、その信頼性を確認しなければならない¹⁸。
2. 独立した第三者検証制度の利用（EUTR に合致している場合）¹⁹。
3. 伐採国および加工国における独立監査の使用。伐採国で適用法が遵守されていることを確認するために、サプライチェーンに沿って監査を行い、監査報告書は管轄官庁による検査時も利用できるようにしなければならない。監査は国際基準または欧州の基準（例：関連する ISO ガイドまたは ISEAL コード）に従って実施し、現地査察や伐採地を検査するその他の手段（例：衛星データや GPS ロガーから得た情報）も含める。民間のコンサルタントを独立監査機関として利用することも可能で、一部は監視団体としても活動している。また、独立監査が民間サービスとして確立している国もある。独立監査は、規則 607/2012 第 2 条および第 4 条 (b) 項に従って、適用法の遵守を確認するために、少なくとも 12 カ月に 1 回実施しなければならない。

¹⁶ 「無視できるリスク」の定義についてはセクション 2 を参照。

¹⁷ セクション 3 を参照。

¹⁸ セクション 4 を参照。

¹⁹ セクション 6 を参照。

4. 木材の識別を目的とした科学的手法の活用。木材解剖学的（マクロ及びミクロ）分析、質量分析、安定同位体分析、DNA 解析、その他の手法がある。木材または木材製品のサンプルを採取し、利用可能なまたは追加採取した参照用サンプルと比較することによって、関連書類で示された樹種や木材産地と照合することができる。

これらの手法は以下のようなケースで採用することができる。

- 種の識別・検査。
- 大規模な木材産地の検査（例：国レベル）。
- 小規模な木材産地の検査（例：コンセッションレベル）。
- 木材が特定の樹木に属しているかどうかの確認（例：生産チェーンでの木材の追跡）。

これらのケースでは、程度の差はあるが参照サンプルを入手する必要がある。

利用可能な科学的手法や木材の検査・識別サービスを提供している研究所に関する情報は、様々な機関（国際機関、政府機関、研究・学術機関、市民社会）によってまとめられており、インターネットでも入手できる。例：国連薬物・犯罪事務所（UNODC）木材分析ガイド²⁰、木材製品の樹種・産地を判断するための実験技術²¹、世界木材追跡ネットワーク²²など。

5. 自己監査（事業者が実施）には以下を含めることができる。

- 森林管理ユニットでの現地査察。
- 伐採地を検査するその他の手段（例：衛星データや GPS ロガーから得た情報）の利用。
- サプライチェーン全体の合法性・透明性・追跡可能性の検証を目的としたサプライヤーに対する監査（必要であればサプライチェーンに沿って実施）。

自己監査には以下が求められる。

- EUTR に基づく義務の履行を検証するための監査計画。
- EUTR 第 2 条 (h) 項に基づく適用法の遵守に焦点を当てた十分な証拠書類。

様々なリスク低減措置を組み合わせることによって、リスクを無視できるレベルに効果的に軽減しなければならない。あらゆるリスク低減措置を取ってもリスクを無視できるレ

²⁰ www.unodc.org/documents/Wildlife/Guide_Timber.pdf

²¹ <http://sandbox.nepcon.net/fr/node/305>、NEPCoN が LIFE プロジェクト「合法木材取引の支援」の下で開発し、EU LIFE プログラムとイギリス政府の UK Aid が資金提供。

²² <https://globaltimbertrackingnetwork.org/>

ベルに軽減できない場合、事業者は当該木材を EU 市場に出荷することを控えなければならない。